

令和7年度

平田浄水場

汚泥処理業務委託（その2）

仕 様 書

令和7年8月

山 形 県 企 業 局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局酒田電気水道事務所発注の「令和7年度 平田浄水場汚泥処理業務委託（その2）」に適用する。

2 委託業務名

令和7年度 平田浄水場汚泥処理業務委託（その2）

3 委託業務概要

平田浄水場から排出される産業廃棄物（天日乾燥床汚泥）で、令和6年度大雨時にMT1（ポリマー系改良剤）により処理し、その後、塩化カルシウム脱水処理を行った汚泥の運搬（積み込みを含まない）及び処分を許可業者に一括して委託する。

汚泥は第3種処理土以上の品質基準値を満足するように再資源化处理するものとする。

なお、再資源化处理後の汚泥は受注者側で再利用するものとする。

4 業務場所

酒田市中野俣 地内（平田浄水場）

5 履行期間

自 令和 年 月 日（契約の日）

至 令和 7年10月31日

6 委託業務範囲

本仕様書は、業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

8 疑義の解釈

（1）この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者側の解釈による。

（2）仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務施行中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。

2 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 現場代理人は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 現場代理人は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。

3 整理・整頓

受注者は、業務施行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用のつど整理・整頓しておかなければならない。

4 既設備損傷時の修復

業務施行中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

NO	品 目	様式	提出期限	部数
1	作業員名簿	A 4	契約後速やかに	1
2	業務報告書	〃	完了後速やかに	2
3	業務写真	〃	完了後直ちに	2
4	業務完了報告書	〃	完了後速やかに	2
5	再利用状況報告書	〃	再利用後速やかに	1
6	その他必要な書類	〃		1

第2章 委託内容

1 業務内容

(1) 実施時期

汚泥の処分は、汚泥の含水割合が 85 % 以下になった状態を確認したうえで搬出を依頼することとするが、実施時期は天候等により不確定な要素があるため十分協議のうえ対応を行うこと。

(2) 実施上の留意点

処分する汚泥の積込みは、別途契約の「天日乾燥床管理業務委託」で実施するため、搬出日時の調整、車両の手配等に当たっては関係者間で十分調整を行うこと。

業務実施にあたって必要な資材、養生等はすべて受注者にて準備し、汚泥の飛散や構造物の破損が無いよう十分管理を行わなければならない。

移動式処理機械にて中間処理を行う場合には、機械の設置箇所及び中間処理後の製品を仮置きする箇所の整備に要する費用を、受注者にて負担するものとする。

(3) 処分数量の確認

処分数量は運搬に使用するダンプトラックの標準容積または、サンプリングした汚泥の単位重量により算定した容積、あるいは処理機械の計量器による容積をもって処分数量を確定することとする。(双方協議のうえ、数量の計量方法を決定する)

なお、処分実績確認はマニフェストの合計処分量(小数点以下四捨五入)により行う。

(4) 再生利用状況の報告

汚泥処分にあって、再生処理後の利用状況について報告を行うこと。

なお、契約期間内に全ての汚泥の再利用状況が確定していない場合は、再利用がなされた時点にて、その報告を行わなければならない。

2 予定処分数量および実施予定時期

数量： 216 m³

時期： 10月

3 法令等の遵守

処分業務にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「土壌汚染対策法」等関係法令を遵守するとともに、業務実施にあたって関連する労働安全衛生法、道路交通法等の関係法令及び諸法規について遵守・運用しなければならない。

4 マニフェストの取り扱い

山形県企業局酒田電気水道事務所は、産業廃棄物の排出事業者として「電子マニフェストシステム」に加入しているため、収集運搬並びに中間処理事業者が「電子マニフェストシステム」に加入している場合は電子マニフェストによる廃棄物管理を行うこととする。

なお、収集運搬業者並びに中間処理業者が電子マニフェストシステムへ加入していない場合は通常の紙マニフェストによる管理とする。

5 その他

- (1) スtockヤードからの汚泥掘削及び積込みは別途契約の「天日乾燥床管理業務委託」により施工するため、関係者間で十分に調整を行うこと。
- (2) 委託業務の作業手順、作業日時については、あらかじめ関係者間で協議して調整を行うこと。なお、作業は原則として平日の8時30分より17時15分までとする。
- (3) 運搬にあたっては、汚泥運搬を許可された車両により適正に運搬を行うこと。
- (4) 既設備の損傷には十分に気をつけること。
- (5) 受注者は作業期間中、交通及び施設管理上支障とならないよう現場管理を行うとともに、機械、資材等を仮置きする場合は、指定場所に整理のうえ保管すること。
- (6) 施工量実績については、前述の「処分数量の確認」による数量を基準として、業務完了時に精算することとする。
- (7) 不明な点については、その都度担当職員と協議すること。

以 上